

NEWS LETTER

2009年7月号 (No.132)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
http://www.ochiaikaikei.com/

資金繰りの敵!? 税金の支払いっていつ?

会社の資金繰りを考える上で、忘れてはいけないのが税金の支払いです。会社で納める税金には、法人税、消費税、源泉所得税、固定資産税などいろいろな税金があります。

●法人税と消費税の支払時期

まずは、法人税と消費税の支払時期です。確定申告の納税時期はご存じの方が多いかと思いますが、中間納税の時期は知らない方もいるのではないのでしょうか。

内容	支払時期
①確定申告時	
法人税	事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内
消費税	
(例)3月決算法人 ⇒ 5月末	
②中間納税(原則)	
法人税	事業年度開始の日より8ヶ月以内
消費税	
(例)3月決算法人 ⇒ 11月末	
③中間納税(例外)	
⇒前期の年間消費税額が500万円超の会社	
消費税	事業年度開始の日より5ヶ月以内、以後3ヶ月毎に納税(年3回)
(例)3月決算法人 ⇒ 8月末、11月末、2月末	

※中間納税が発生する会社

①法人税：前期の年間税額が20万円超

②消費税：前期の年間税額が60万円超

●源泉所得税の支払時期

源泉所得税は、社長、社員への給料のほか、個人の外注先への報酬(デザイン料、原稿料など)などでも発生します。ちなみに、前者は「給与」、後者は「報酬」と区分します。

※「給与」「報酬」の代表例

・「給与」：給与賞与、退職金、税理士等報酬等

・「報酬」：デザイン料、原稿料、設計料等

①原則：「給与」「報酬」共に徴収月の翌月10日

②例外：「給与」のみ「納期の特例」あり

●納期の特例とは

納期の特例とは、「給与」の源泉所得税を年2回、つまり半年おきに納税する方法です。毎月納税する手間は省けますが、支払時にある程度の金額が必要となります。

・1月～6月分 ⇒ 7月10日期限

・7月～12月分 ⇒ 1月10日期限

※期限延長の特例を提出している場合は1月20日期限

ちなみに「報酬」には、半年ごとの支払いの特例はありません。

●固定資産税の支払時期

会社で土地や建物などの固定資産を所有している場合は、毎年5月頃に市区町村より納税通知書が送付されます。

支払時期は年4回または一括納付のいずれかを選択できます。年4回の場合、東京23区では、6月、9月、12月、2月が支払時期となります。



●住民税の支払時期

会社で住民税を支払うのは、特別徴収(毎月の給与から住民税を徴収する)をおこなっている会社のみとなります。期限は、源泉所得税の原則と同じく、徴収月の翌月10日となります。

●最後に

資金繰りにおける税金対策としては、年間納税予定表などを作成し、いつ、いくら(概算)支払うのか確認することが大切です。事前に確認できれば必要資金が把握できるので、資金繰りの手助けになるのではないのでしょうか。

ご不明な点などありましたら担当者までご連絡ください。

(北岡 慧太)